

広報広聴課長 様

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：東予地方局企画課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	東予地方局 企画課 (担当) 主幹 内田 和彦 (内線) 307		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 (名称) 愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 設置要綱		
設置年月日	平成 27 年 6 月 1 日		
審議会・検討会等の内容	新居浜・西条構想区域における地域医療構想を策定し、その実現に関する事項や医療提供体制の課題に関する事項の調整・協議等を行う		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和 7 年 1 月 29 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☒ 公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
外来機能報告（紹介受診重点医療機関）について	医療機関の内部情報に関する協議であり、公にすることにより、医療機関の競争上の地位や利益を害するおそれがあるため非公開。	(1) -2	
摘要	新たな決定		
	報告日	令和 7 年 1 月 30 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に

“新たな決定”と記入してください。